

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険薬剤師の登録（保険課）
 - 種畜証明書の交付（畜産課）
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
 - 入会林野整備計画の適否の決定（林務課）
 - 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定によ

り告示する。

平成四年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 本 直 子	鳥薬第七九六号	平成三年十二月十六日

鳥取県告示第二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成四年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番号	名前	品 種	生年月日	産 地	血 統		飼養者の住所 又は所在地及 び氏名又は名 称
					父	母	
平 3 鳥取県臨 第1号	関雪姫果毛和種	H.2.7.18	東伯郡関金町	東高	ゆきひめ	1	東伯郡赤楯町 鳥取県畜産試 験場

平 鳥 取 県 臨 時 第 2 号	富士3 黒毛和種 H	2.11.19	日野郡日野町	高茂	ふじひめ	1級	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試 験場
平 鳥 取 県 臨 時 第 3 号	泰東 黒毛和種	H3.1.1	東伯郡赤碕町	糸北鶴	さおり	1級	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試 験場
平 鳥 取 県 臨 時 第 4 号	東雲 黒毛和種	H3.1.20	東伯郡東伯町	糸北鶴	さおり	1級	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試 験場

鳥取県告示第三号

青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年一月八日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四号

岩美郡岩美町大字浦富一五二九浦富入会林野整備組合長廣谷繁蔵から申請のあった浦富入会林野整備計画については、平成四年一月六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
浦富入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年一月八日から四十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月二十九日鳥取県指令受米土維第百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎九丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原五九七

大和ハウス工業株式会社山陰支店

支店長 中島義夫